平成２１年（フ）第４６６号
山形県上山市河崎３丁目７番１号、住民票上の住所山形県最上郡大蔵村大字清水133番地
債務者　大蔵精機こと　荒沢　義明
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
山形県東根市中島東通り56号
債務者　森谷　勝子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
山形市上町２丁目１番８号
債務者　井上　智美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１号
山形県村山市楯岡馬場18―53、住民票上の住所山形県東根市中央東２丁目４番41－８号
債務者　森　砂和子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２号
山形市千歳２丁目15番84号　奥号
債務者　東海林伸枝
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号
山形県天童市鎌田本町３丁目５番13号　設楽住宅１号
債務者　佐藤季莉佳
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２５号
山形市城西町３丁目１番48―10号
債務者　渡辺　卓也
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２７号
山形県上山市久保手3269番地
債務者　渡辺美妃子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２８号
山形県上山市金生西３丁目３番26号
債務者　齋野　公一
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３９号
山形県北村山郡大石田町大字大浦177番地
債務者　海藤　支瑛
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１号
山形市大字下椹沢478番地の１
債務者　遠藤千栄子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４６号
山形県天童市北久野本３丁目７番45号
チャームハウスＢ棟106号
債務者　若槻　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４７号
山形県天童市北久野本３丁目７番45号
チャームハウスＢ棟106号
債務者　若槻　歩美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
群馬県利根郡みなかみ町月夜野640番地
債務者　荒木　益美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
愛知県岡崎市土井町字荒井乙49番地　コージーコートＢ―102
債務者　坂本　鉄也
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
岡山県倉敷市水島相生町２番３号　見田方
債務者　河野　敏雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第１７３号
群馬県太田市東長岡町1738番地３－２号室、申立時の住所群馬県太田市鳥山町592番地13
債務者　髙橋久仁美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
前橋地方裁判所太田支部